

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 6 年 9 月 3 0 日

支出負担行為担当官代理

気象研究所総務部長 松本 千登勢

1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所が既に開発を進めている航空機観測データ処理プログラム（以下、「本プログラム」）の主要部分を Python 言語にコンバートするとともにリファクタリングを行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- （1）業務名 航空機観測データ処理プログラムのコンバートおよびリファクタリング作業
- （2）業務内容 航空機観測データ処理プログラムの観測データ品質評価スクリプト主要部分およびデーター括削除処理スクリプトの Python 言語へのコンバートおよびリファクタリングを行うものである。
- （3）履行期限 令和 7 年 3 月 3 1 日（月）

3 業務目的

現在、民間旅客機に搭載される二酸化炭素濃度連続測定装置で得られた観測データを処理するためのデータ処理システムを、JupyterLab と Python をベースとしたシステムに更新する開発を進めている。本業務では、その主要部分である品質評価スクリプトおよびデーター括削除処理スクリプトを Python にコンバートするとともにリファクタリングを行うことにより、システム全体としての使用性、保守性、理解性を高め、作業効率を改善することを目的とする。

4 応募要件

（1）基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和 4・5・6 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土

交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

測定装置で得られたデータや出力データの構造やその処理内容について理解できること。
現在開発中の本プログラムで使用する Python、JupyterLab、Markdown を用いた開発ができること。新たなプログラムに統合する従来プログラムが使用する Visual Basic、Perl、Shell Script、R、Fortran の複数の言語についても理解しプログラムの変換ができること。

(3) 使用環境に関する要件

本プログラムを整備し動作させる Linux サーバーや、その他 OS 上のブラウザー、ネットワークの機能詳細を理解しセキュリティ面でも問題ないプログラム使用環境を整備する技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。安全に管理するため、ISO27001 (ISMS。情報セキュリティマネジメントシステムの国際資格) を有すること。

② 当所の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について、必要な連絡窓口、対応体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

(1) に示すプログラム言語を用いたシステム開発の実績があること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課用度係 綿井 正典

電話 029-853-8566 E-mail 5c810f30.met.kishou.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所 気候・環境研究部 第3研究室 石島 健太郎

電話 029-853-8725

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和6年9月30日から令和6年10月21日まで (1) に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び提出方法

令和6年10月22日 16:00まで (1) に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確

認書」に添付のうえ、原則として電子メールにより提出すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための窓口照会 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 4（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も 5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。